

石巻市奨学金返還支援事業助成金

石巻市では、地域包括ケアシステムの推進に必要となる医療・介護・福祉分野の専門職員の人材の確保と定住促進を図ることを目的として、市内に居住し、かつ、市内の事業所に就職された方が返還する奨学金の一部について助成金を交付します。

◆助成内容

最大60万円（20万円×3年間）

《助成金額》 申請年度内に返還した奨学金の額（上限額20万円）

※住定日または就職日により、申請年度における市内居住期間や就労期間が1年に満たない場合は、その期間に応じた額となります。

※申請年度内に転出又は離職した場合、助成金の交付はありません。

《助成期間》 3年間（助成対象として認められた最初の返還月から起算して3年を限度）

◆対象者

次の要件をすべて満たす方

- ① 石巻市に住所を有し、申請年度の末日まで継続して市内に居住する方
- ② 奨学金の貸与を受けて大学、短期大学、専修学校専門課程に進学した方
- ③ 看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士の資格を有する方
- ④ 平成28年4月1日以降に、石巻市内に事業所を有する事業主に正規雇用され、市内事業所において上記③に掲げる資格に基づく業務に従事する方で、申請年度の末日まで継続して当該市内事業所に勤務する方（国及び地方公共団体の職員を除く。）
- ⑤ 月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を行っている方又は申請年度内に月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を開始する方
- ⑥ 奨学金の返還に滞納がない方
- ⑦ 市税に滞納がない方
- ⑧ 暴力団員等でない方

◆対象となる奨学金

- ① 独立行政法人日本学生支援機構奨学金（第一種奨学金、第二種奨学金）
- ② 石巻市奨学金
- ③ その他市長が認める奨学金

◆申請受付時期

第1回：令和4年 4月 1日（金）～ 4月28日（木）必着

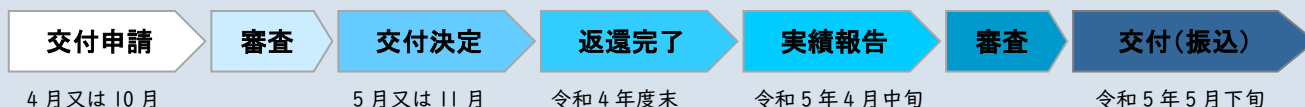
第2回：令和4年10月 3日（月）～10月31日（月）必着

※第1回で交付決定を受けた方は、第2回で改めて申請する必要はありません。

◆対象となるケース（参考例）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケース①		
	◇住民登録（令和4年4月1日）	
	◇就職（令和4年4月1日）	
	◇奨学金返還開始（令和4年10月）	
	← 助成対象 →	
	●交付申請（4月）	●実績報告・請求
ケース②		
	◇住民登録（令和4年7月1日）	
	◇就職（令和4年4月1日）	
	◇奨学金返還開始（令和3年10月）	
	← 助成対象 →	
	●交付申請（10月）	●実績報告・請求

◆助成金の申請から交付までの流れ



◆申請方法

下記の申請先へ申請書類を持参してください。（要予約）

※交付申請書は、石巻市のホームページからダウンロードできます。



◆申請先・お問い合わせ先

保育士以外の方	保育士の方
健康部包括ケア推進室 電話：0225-95-1111（内線 2573） 注意：4月1日から部署名が変更になります 保健福祉部 保健福祉総務課 〒986-0825 石巻市穀町15番2号 [石巻市ささえあいセンター] 電話：0225-25-6659	保健福祉部 子ども保育課 〒986-8501 石巻市穀町14番1号 [石巻市役所 2階⑫番窓口] 電話：0225-95-1111（内線 2522）